

営業秘密法（営業秘密保護の要件）

【書誌事項】

当事者：A 社（控訴人、原審原告）、vs B 氏（被控訴人、原審被告）

判断主体：高等法院

事件番号：104 年労上字第 82 号民事判決

言渡し日：2016 年 4 月 13 日

事件の経過：控訴棄却。

【判決概要】

行為が守秘義務に反しているかの判断は、営業秘密法に基づき、第三者に知られないよう秘密保護措置を採っていたか、かかる情報が公衆に知られていない性質のものであるか、又は、かかる情報に経済的な価値があるか等の要件を審査し、立法目的に沿った制限を行わなければならない。守秘義務の約定があっても、裁判所はかかる情報の機密性、保護措置及び保護すべき価値を実質的に認定する必要がある。

【事実関係】

B 氏は 2014 年 5 月 5 日に、当時勤めていた A 社の社内メールボックスから私用の外部 Gmail メールボックスへ A 社の業務資料（以下「係争資料」と言う）を送信した。A 社は B 氏が労働契約に定める守秘義務に違反しているとして起訴し、違約金の賠償請求をし、第一審での全面敗訴の判決を不服として控訴した。

【判決内容】

1. A 社と B 氏が締結した労働契約には、「乙（即ち B 氏）は甲（即ち A 社）の機密情報、技術資料、個人資料あるいはその他公衆に知られていない情報など（以上の資料は口頭か書面であるか、又は「機密性」を示す記載の有無を問わない）に対し、厳密な守秘義務があるものとする。仕事を履行するために必要な場合を除いて、任意に検索したり使用してはならない。甲から事前に書面の同意なく、機密情報のコピーまたはバックアップをしてはならず、如何なる方法で当該情報を他人に漏洩、告知、引渡しまたは移転してはならず、その他如何なる形式で対外的に発表、出版してはならない」、「本契約でいう『機密情報』とは、乙の雇用期間における職務上の創作開発、収集、または職務関係により取得または知り得た甲およびその従業員以外の者が知らない秘密、または甲が機密、閲覧制限またはそれと同義の文字を明記または表示された商業上、技術上または生産上の一切の秘密を指す」、「乙が上記守秘義務に違反した場合、離職前 6 ヶ月の平均給与の 10 倍を懲罰性違約金として賠償しなければならない」、「乙は甲会社の電子メールを利用して会社の機密情報及び内部情報を送信してはならず、またはその他不当または不法に情報を散布してはならない」という約定がある（以下「係争条項」と言う）。

2. 営業秘密法第1条に「営業秘密を保障するため、産業倫理と競争の秩序を維持するため、社会の公共の利益を調和するため、本法をここに制定する」と規定され、争う情報が上記営業秘密の要件を満たすかを判断する時、当然、第1条の規定の立法目的を重要な根拠としなければならない。本件控訴人は会社経営のため、自身の営業秘密を保護するため、営業秘密に接触する可能性のある者に対して、秘密保持契約により、接触者に守秘義務を課すことは、当然できないわけではない。その守秘しなければならない秘密の約定は、契約自由の原則に基づき、必ずしも営業秘密法に定義する「営業秘密」と完全一致するとは限らないが、それでも明確性及び合理性は有していなければならない。したがって、両当事者が労働契約にて約定している「機密情報」の定義及び範囲は、営業秘密法に定める「営業秘密」に限定されるわけではないものの、その内容が、少なくとも一般に周知されていない特性であって、経済的価値を有していなければならない、かつ控訴人が第三者に知られることを防止する秘密保護措施を採って、はじめて営業秘密に相当する。文字だけに基づき控訴人の如何なる情報がいずれも守秘義務の範囲であると拡大解釈してしてはならない。
3. よって、B氏の行為が守秘義務に反しているかの判断は、営業秘密法の精神に基づき、A社が第三者に知られないよう秘密保護措置を採っていたか、かかる情報が公衆に知られていない性質であるか、又は、かかる情報に経済的価値があるか等の要件を審査し、立法目的に沿った制限を行わなければならない。A社は係争資料の「機密性」を係争資料自身に示していないだけでなく、係争資料の管理についても社員がいつでもアクセスすることができる状態である。係争資料の内容及び通知の対象からみて社会通念上当該情報に関わる者が自由競争市場において知ることができる場合、または経済価値がなく秘密保持する必要がない場合に該当するので、控訴人会社は機密ではないとして閲覧、送信行為を別途管理、制限する措置を講じていなかったため、外部に送信できる情報であったことに疑いはない。
4. そのうえ、A社の主たる業務は電信・携帯事業であり、競争が激しいだけでなく、市場の変化も非常に速い。係争資料の内容はただ特定型番の携帯にかかる販売の統計情報であり、当該市場において経済価値があるとは言えない。係争条項のような約定があっても、従業員が守秘義務を負わなければならない「営業秘密」は、「当該情報に関わる一般の人に知られていない」との機密性を要件として限定されなければならない、契約の文字の記載を機械的に適用してはならない。裁判所は係争資料の機密性、保護措置及び保護すべき価値を実質的に認定する必要がある、原審裁判所が控訴人を敗訴としたことに間違いはないと認めるべきである。

【専門家からのアドバイス】

1. 台湾営業秘密法第 2 条で「本法において営業秘密とは、方法、技術、製造工程、配合、プログラム、設計またはその他生産、販売若しくは経営に使われる情報で次の要件に該当する物であつて：一、一般的にその類の情報にかかわる人が知っているものではない。二、その秘密性のため、実在的及び潜在的な経済的価値を有するものである。三、所有者より合理的な秘密保護の措置がとられているもの、をいう。」と規定しているため、営業秘密の構成要件について、生産、販売、若しくは経営に使われる情報であるほか、「秘密性（一般的にその類の情報にかかわる人が知っているものではない）」、「経済的価値（その秘密性のため、実在的または潜在的な経済的価値を有するものである）」、「秘密保護措置」（所有者により合理的な秘密保護の措置がとられている）に該当しなければならない。
2. 本件は、営業秘密法または守秘義務により保護される適格な対象とするには、事前に書面で認定方法を約定していたかに関わらず、裁判所の審判手続きに入った場合、その行為が守秘義務に反しているかの判断は、営業秘密法の精神に基づき、第三者に知られないよう秘密保護措置を採っていたか、かかる情報が公衆に知られていない性質であるか、又はかかる情報に経済的な価値があるか等の法定要件を実質的に審査し、立法目的に沿った制限を行わなければならないことが高等法院の判決により再度判示された案件である。このため、公開に適さない情報を営業秘密によって保護することを選択する場合、企業が如何に当該情報を管理をすれば営業秘密として有効な保護を受けることができるかが重要である。
3. 産業財産権の設定、保護を行うに当たり、それに関連する営業秘密を適切に管理することは非常に重要であるが、その際に、産業財産権と営業秘密との相違に留意しておくことも重要である。「秘密保護措置」という要件は、営業秘密と他の産業財産権との最大の違いである。「合理的な秘密保護措置」とは、法律に明文の規定がなく、一般的な具体的方法としては、当該情報の重要性または機密性によって、分類保存と管理をし、門限管理を実施し、暗号化、隔離又は保全をし、機密性を表示することが挙げられる。関係者に対して、秘密保持協定を締結し、当該情報の重要性及び機密性を告知し、適時に教育訓練を行う。さらに、事故の通報及び監察等のメカニズムの立ち上げ、情報の処分なども重要だと思われる。
4. なお、秘密保護措置は一定の形式はなく、情報の秘密性及び経済価値も絶対的な客観的概念ではない。台湾では、既に単独で営業秘密法を定めたが、営業秘密法は主務官庁による審査、登録の要求がないため、裁判所が具体的な個別案件において上述の営業秘密の要件を満たしているかを斟酌する。本件事実のように厳密な守秘義務の約定があっても、裁判所はかかる情報の機密性、保護措置及び保護すべき価値を実質的に認定する必要があるので、企業は常に管理制

度を整えておくべきであり、短期のコスト節約により重要な無形財産を保護できないという事情が発生することを避けなければならない。